

介護職員等特定処遇改善加算についての情報公開（見える化要件）

とちぎYMCA福祉会では、「介護職員処遇改善加算の取得」、「資格手当など諸規定の整備」、「キャリアアップ制度の導入」などを通して、賃金改善を行ってきました。

令和元（2019）年10月の消費税率引上に伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設された際も、加算算定を行っております。尚、介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたり、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

Cの「見える化」要件とは、「2020年度（令和2年度）からの算定要件」であり、「介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表している」ことです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

1) 処遇改善に関する具体的な取り組み

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
	<p>▽事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</p> <p>▽他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none">・とちぎYMCAグループ（社会福祉法人・学校法人・公益財団法人）間の人事ローテーションや共同での研修を行っている。・介護職については未経験者の採用を行っている。
	<p>▽働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援</p>	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士等の資格取得については、資格取得支援制度を導入し、費用の補助を行っている。また勤務シフトの考慮等を行い、職員が取得しやすい環境を整えている。・サービス提供を行う上で必要な研修（喀痰吸引等研修など）については、業務として受講をしている。（＊費用は事業所負担）

	<p>▽子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</p> <p>▽職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立が出来るよう産休育休介護休等の休業制度を整備している。また利用しやすいようシフトの配慮も行っている。 ・非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
	<p>▽介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施</p> <p>▽短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている。 ・パートタイム職員も健康診断やストレスチェックを実施している。
	<p>▽タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護記録はタブレット端末（専用の介護支援ソフト）を使用し、また送りなども共有することにより、業務の効率化を図っている。
	<p>▽地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年初夏開催の「ふれあい祭り」へ地域の方々に参加していただいている。 ・地域のサークル活動へ交流スペース（施設内ホール）を貸出している。 ・地域内の複数法人と協働し、子ども食堂の開設、児童虐待防止のための相談ルートなどを構築している。

2) 処遇改善加算の取得状況

介護職員処遇改善加算

(1)

- ・ 特別養護老人ホーム「マイホームきよはら」
- ・ 短期入所生活介護（介護予防含む）「ショートステイきよはら」
- ・ 通所介護（通所型サービス含む）「デイホームきよはら」
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム「マイホームきよはら」
- ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護「コミュニティーケア・イースト」

介護職員等特定処遇改善加算

(1)

- ・ 特別養護老人ホーム「マイホームきよはら」
- ・ 地域密着型特別養護老人ホーム「マイホームきよはら」

(II)

- ・ 短期入所生活介護（介護予防含む）「ショートステイきよはら」
- ・ 通所介護（通所型サービス含む）「デイホームきよはら」
- ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護「コミュニティーケア・イースト」